

〈研究ノート〉

## 社会福祉士が担う成年後見の現状と特性

河 端 啓 吾\*

### Current Situation and Characteristic Features of Japan Adult guardianship System as Performed by Certified Social Workers

Keigo Kawabata

**要旨：**成年後見制度の後見人を担う専門家として社会福祉士が注目されている。本研究は成年後見活動をおこなう社会福祉士の現状を調査し、その特性を探ることを目的とした。判断能力の低下が見られる高齢者ケースを担当する社会福祉士の成年後見人に面接調査を実施し、援助の特性について質的研究をおこなった。加えて成年被後見人の生活状態や経済状態、人間関係、後見制度利用に至る背景などの現状を調査した。分析方法は M-GTA（修正版 グラウンデッドセオリーアプローチ）を用いた。社会福祉士の特性として①成年被後見人の生活状態の把握を重要視②今後の生活設計のために本人の意思を尊重した支援③家族や知人（第三者）からの影響への対応④専門家としての責務感などのカテゴリーが抽出された。

**Abstract：** This paper focuses on certified social workers as the professional responsibility for the adult guardianship system. The aim of this research is to investigate the current situation and explore the characteristic features of certified social workers playing the role of assessors of the adult guardianship system. We carried out an interview study of certified social workers, as the assessors of the adult guardianship system, who have cases of elderly persons showing diminished decision-making capabilities, and conducted qualitative research into the characteristic features of the support provided. We also investigated the current circumstances such as the background of the person subject to assessment, as well as their living conditions, economic situation, and interpersonal relationships. The M-GTA method of analysis (Modified-Grounded Theory Approach) was used. The characteristic features identified from the results were categorized as (1) The importance of the assessment subject's comprehension of the situation, (2) The support which respecting guarded person's mind and living plan, (3) Suitable support for guarded person's living plans, (4) Sense of professional responsibility.

**Key words：** 成年後見制度 the adult guardianship system 社会福祉士 certified social worker 高齢者 elderly person 質的研究 qualitative research

---

\*関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究所 臨床福祉学専攻 学生

## はじめに

わが国の高齢化のスピードは史上最速の速さで進んでおり、それに伴う課題が次々と生まれている状況である。わが国の戦後経済復興から、高度経済成長期時代、経済の低迷（バブル崩壊）期など急激な社会変動により、世帯分離が進み、核家族化、農村地の過疎化や、ひとり暮らしの高齢者世帯の増加など急激な変化をしている。また周囲との関係を形成できず、孤立している高齢者も多く存在し、障害や認知症を伴いながら日常生活を営む人が増えている。その社会的対応は様々な試みや制度、地域によるアプローチがおこなわれているが、その中でも近年、成年後見制度が注目されつつある。

成年後見制度は、2000年に介護保険制度による福祉サービスの利用の契約化によって、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な者に代わって法的手続きを行うため制度が導入された。まだその歴史が浅いゆえ、軌道に乗り切れず、模索している部分や人材の適正化など今後課題を残している部分が多い。しかし成年後見制度を利用した対人援助が、わが国の高齢化問題の一つの解決の糸口となる可能性は高いと考える。社会的背景を踏まえて社会福祉士の特性を考えた場合、成年後見人として社会福祉士の役割は今後重要度が増し、後見人の大きな担い手として期待される。

成年後見制度の研究はまだ始まったばかりであり、福祉的観点からの成年後見制度の先行研究は社会福祉士という範囲ではなく、成年後見活動におけるソーシャルワークに焦点をおいたものが多い（馬場；2006 池田；2007 岩崎；2006）。本研究は、今後の研究の導入となるべく、成年後見人たる社会福祉士がどのような視点や考えを持ち、成年後見活動をおこなっているのか探索することを中心的目的に研究に取り組むこととした。また成年被後見人の生活状況や経済状態などの現状を調査し、どのような理由で第三者後見（社会福祉士が担当する成年後

見）になったのかその背景も調査した。

## I 成年後見制度の現状と社会福祉士

### 1 成年後見制度の現状

現在の成年後見の対象者は精神上の障害により判断能力を欠く状況にある人とある（民法第7条）。精神上の障害とは、身体上の障害を除くすべての精神障害、知的障害のほか、自閉症、事故による脳の損傷または疾患に起因する精神障害も含まれる。また「判断能力（事理を弁識する能力）」とは自分の行為の結果にもとづいて合理的な判断をする能力がないことをいう。具体的には①通常は日常の買い物で自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要のある人②ごく日常的な事柄（家族の名前、自分の居場所等）がわからなくなっている人③完全な植物状態にある人等が成年後見の対象者とされているが、現実的にこの範疇は曖昧であり、現在の状況は、認知症高齢者の成年後見にその比重がかかっている。今後、認知症高齢者や上記にあてはまるような成年被後見人の増加は現状の成年後見人の現在数ではとても追いつかない伸び方で推移している。

成年後見人の担い手としては主に、子（30.8%）兄弟姉妹（9.7%）配偶者（6.8%）その他の親族（10.9%）と親族が58.2%を占めている状況にある。（その他弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などの専門職は約3割）（最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況

平成20年1月～12月「成年後見人の担い手」）それは現状ほぼ親族が成年後見人の任を担っている状況を示している。専門家ではなく親族が後見人を担うことは成年被後見人との関係上必然的な成り行きであるが、逆に言えば親族間でトラブルがある場合、成年後見人の効力は逆効果を生む可能性がある。さらに権利侵害がなされているケースなど親族が関わる成年後見については表に現れにくい潜在的な問題が存在していることが指摘されている<sup>1)</sup>。

成年後見人の申し立て動機別件数を見てみる

が、財産管理処分 57.7%、遺産分割協議 9.7%、身上監護 19.9%、介護保険契約 5.5%、訴訟手続き等 3.0%、その他 5.1% である。(最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 平成 20 年 1 月～12 月「申し立て動機」とあるように、成年後見人の申し立て動機はさまざまである。成年後見人は財産に関する法的な知識や経験が必要となるが、注目すべきは身上監護に関するケースが年々増加していることである。これはひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯などが増加し、社会との接点が薄くなり、孤立している状況が大きく関係していることが考えられる。

成年後見人の法律上規定されている基本的な義務として、成年後見人は財産管理についても、身上監護についても、その執行にあたっては善良なる管理者の注意をもってしなければならない「善管注意義務」がある。(民法 869 条において準用する 644 条)「善管注意義務」とは社会通念上、相当と認むべき注意の程度を示すものであるが、たとえば、法律専門家、福祉の専門家にはそれぞれ独自の倫理や執務規則などが存在し、それらの組み合わせにより、具体的な「善管注意義務」が存在している。成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務をおこなうにあたっては成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない(民法第 858 条)との規定がある。これは本人の生活全般や福祉のありように目を向けることにあり、成年後見人の職務遂行上の指針として「身上配慮義務および本人の意思尊重義務」を設けている。さらに身上配慮義務は「成年後見人の後見事務である生活、療養看護または財産管理に関する法律行為の遂行にあたっての善管注意義務を敷衍し、明確にしたもの」という解釈がなされている<sup>2)</sup>。善管注意義務は「身上配慮および本人の意思尊重」に融合され、成年後見人は財産管理のみの役割ではなく、権利擁護の担い手としての責務を求められること

になった。

## 2 成年後見制度における社会福祉士の役割

社会福祉士は法律上「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉の相談に応じ、助言、指導、福祉の関連サービスを提供する者その他の関係者との連絡および調整その他の援助を行うことを業とする者をいう」と規定されている。(社会福祉士及び介護福祉士法 第二条) 解釈上、社会福祉士は相談、助言、指導、連絡および調整その他の援助の専門職であり、一般的にはソーシャルワーカーの国家資格として周知されている。ここでは社会福祉士とソーシャルワーカーの価値・理論・実践などについての共通性の説明は控えるが、社会福祉士はわが国のソーシャルワーカーの国家資格として認知されているものといえよう。

本研究では成年後見人に関する社会福祉士の特性について述べるため、社会福祉士が成年後見活動をおこなう理念的枠組みについて述べていく。まず社会福祉士の倫理綱領は社会福祉のソーシャルワーク実践の「価値と原則」の一つに「人間の尊厳」をあげている。(社会福祉士の倫理綱領 社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領 2005) 人間の尊厳を理念として掲げる専門職であり、その内容は相談援助が重要な職務の中心的存在になっている。それのみではなく、社会生活上の困難の解決や緩和に向けた直接的な支援者、社会福祉情報の提供者、各種社会サービスと利用者を取り結ぶ媒介者、地域社会との調整者など様々な役割が期待されている。それは高齢化問題の広範化と深刻さが進んでいる背景が存在するが、これからの社会福祉士は福祉課題を地域で解決する見解が多くなっている。

成年後見人に必要と求められる人材を考えた場合、対人援助技術、法律等の知識、職務上の

倫理を備えた資格者として社会福祉士が適材として考えられるのに難しくはない。

### 3 社会福祉士の受任件数の増加

社会福祉士が占める成年後見人の割合は全体の 5.3% であるが (2008 年 8 月現在)、今後も大きくこの割合が増えると予想される。成年後見制度が開始された翌年の 2001 年は 42 件であった事案が 2008 年には 3,905 件と大幅な増加をみている。他の専門職においても司法書士が 10.5%、弁護士が 7.7% と社会福祉士が第三者後見人の主要な受け手になってきている。(最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 平成 20 年 1 月～12 月) 特出すべきは社会福祉士がこれまで法定後見を受任し、現在活動中である件数のうち市町村申し立てによるものが 30% と高い割合を占めていることである。市町村申し立ての案件は、「身寄りがない」または「あっても疎遠である」とか、「虐待等の問題がある」などの理由により親族申し立てが望めない場合が多く、こうした案件では福祉的ニーズが高い。その結果として社会福祉士の受任要請に繋がっていると見える。

後見人養成は社会福祉士会など全国の関連団体等が成年後見制度の利用にむけての支援体制が整備されている中、社会福祉士会がおこなう成年後見活動『権利擁護センターぱあとなあ』では積極的に成年後見人の養成に取り組んでいる。2010 年 8 月現在の名簿登録者は 4,080 人、活動中の受任者は 2,712 人、受任件数は 7,294 件となっている。受任件数は 2010 年 2 月度より 913 件増加と、急激な増加傾向にある。(日本社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ受任状況 2010 年 8 月)

社会的背景を考えてみても、判断能力が低下し、社会的に孤立化した高齢者などは増加する。財産管理の視点や技術だけでは、当人の権利擁護は困難なものになるのは明白である。社会福祉士は、支援を必要とする人々の生活と権利を擁護し、社会福祉士という専門機能の価値

と原則を具体化するものとして捉えている。成年後見制度等の権利擁護の必要性が高い人の個別的ニーズを満たすのに社会福祉士は現状の社会的役割を担う専門職である。

## II 調査研究方法

### 1 目的

社会福祉士がおこなう成年後見人の現状と特性を探ることを目的として、半構造化面接による調査をおこなった。調査の中では後見活動の課題、成年被後見人の現状や申請にいたる背景などを踏まえ、実際の問題を取り上げることにした。具体的には A 県の社会福祉士で認知症高齢者、知的障がい、精神障がい等により判断能力の低下が見られるケースを担当している成年後見人に個別面接調査をおこなった。(尚、今回は最もニーズが高い成年被後見人が高齢者の場合に限定した)

### 2 調査方法

#### (1) 調査対象

A 県内にて成年後見活動をしている社会福祉士 2 名 (①～③に該当する成年後見人)

- ①判断能力のない成年被後見人 (65 歳以上) をもつ成年後見人。
- ②①に該当するケースを 3 件以上もつ成年後見人。
- ③成年後見活動を開始して 3 年以上の経験を持つ成年後見人。

#### (2) 調査内容

以下のような質問を半構造化面接にておこなった。(個別ケースそれぞれ回答)

項目

被後見人の状況

- ①被後見人の性別
- ②年齢
- ③後見・保佐・補助
- ④身体状況
- ⑤生活状態
- ⑥経済状態

- ⑦認知症の有無・状態
- ⑧配偶者との関係
- ⑨子との関係
- ⑩他の親族との関係
- ⑪同居人の有無

社会福祉士が後見人となった背景

- ①もっとも関係性の強い家族、親族
- ②なぜ①に該当する人が後見人ではないのか
- ③親族に後見人がいないのは認知症の有無と関係はあるのか
- ④後見業務をおこなううえで、連絡する家族親族は誰か
- ⑤その④の該当の者との関係性は
- ⑥地理的な問題

後見人業務としての問題点

- ①後見業務をおこなう上での問題点
- ②今後の課題

### (3) 調査時期及び手続き

A 県社会福祉士会に研究の協力を依頼、研究項目の選定を A 県社会福祉士会に所属する後見人数名と検討した。面接調査時期 平成 22 年 10 月～12 月

### (4) 倫理的配慮

A 県社会福祉士会には承諾の許可を得て、社会機関や個人は匿名性を得るためにアルファベットを用いて細心の注意を払い記した。

### (5) 対象者の成年後見活動の状況と担当ケース

質問項目については A 県社会福祉士会成年後見人の有志の方にて検討をおこなった。表 1

は成年後見をおこなっている成年被後見人の判断能力低下の要因と現状をまとめたものである。それぞれ判断能力の低下が見られるが、状況はグループホームへ入所、入院中、自宅での生活などさまざまである。

## 3 分析方法

### (1) M-GTA

本研究では、成年後見人が成年後見活動において、どのような意識を用いて活動に望んでいるのか、特性について多角的に分析をする。よって研究対象とする現象がヒューマンサービス領域の範疇であることがいえるため、分析方法として適している木下（2003、2007）によるグラウンデッドセオリーアプローチ（Modified Grounded Theory Approach：以下 M-GTA）を用いて分析した。このようなアプローチを用いるのは本研究で焦点を当てた研究テーマに関する先行研究はまだ研究途上の部分が多く、個別事例を考え質的研究をおこない今後の調査研究の礎とするためである。

### (2) M-GTA では、分析に以下の手順を踏む。

①分析テーマと分析焦点者に照らして、データの関連箇所に着目し、それを一つの具体例とし、かつ、ほかの類似具体例をも説明できると考えられる、説明概念を生成する。

②概念を創る際に、分析ワークシートを作成し、概念名、定義、最初の具体例などを記入する。

③データ分析を進める中で、新たな概念を生

表 1 成年後見人の活動状況と担当ケース

成年後見人	成年被後見人	性別	年代	判断能力低下の要因	現在の状況
O 氏	A	女	90 代	認知症	グループホーム入所中
	B	男	70 代	知的障がい疑い	入院中
	C	女	70 代	知的障がい	在宅生活
T 氏	D	女	80 代	認知症	在宅生活
	E	女	80 代	認知症	在宅生活 入退院の繰り返し

※T 氏の件数が 2 件の理由として、3 件目の事例は受任から日数が経過していないため、分析の対象外とした。

成し、分析ワークシートは個々の概念ごとに作成する。

④同時並行での他の具体例をデータから探し、ワークシートの具体例に追加記入していく。具体例が豊富に出てこなければ、その概念は有効でないと判断する。

⑤生成した概念の完成度は類似例の確認だけでなく、対極例について比較の観点からデータを見ていくことにより、解釈が恣意的に偏ることを防ぐ、その結果をワークシートに理論的メモ欄に記入していく。

### Ⅲ 調査結果

#### 1 M-GTA による分析結果

##### (1) 概念

本研究では、すべてのデータやメモを逐語に起こした後、O 氏、T 氏の逐語録から分析をおこなった。O 氏の分析を終え、T 氏の分析をおこなった。O 氏の分析で生成された概念に照らし合わせながら具体例を追加し、O 氏のデータでは見られなかった内容に関連のあるデータについては新しい概念を生成した。このように分析をおこない最初に 19 の概念が生成された。理論的飽和化を確認するため、生成された 19 個の概念をすべての対象者のデータと照らし合わせ、概念の具体例に新たに加えるデータがないのかを確認した。加えるデータがあれば随時加えていった。これ以上加えるデータがないと判断し、理論的飽和化とした。すべての概念が成立するかどうかを検討し、概念修正を行い、最終的に 16 個の概念が成立した。

概念名と定義は以下のとおりである。

概念 1：身体状況の把握

定義：後見人の身体状況を把握している。

概念 2：成年被後見人への生活状況の把握・距離感

定義：後見人は成年被後見人の生活上のスタイルや問題点の把握が後見活動にとって重

要な要素になる。

概念 3：金銭管理と判断能力への期待

定義：金銭管理能力と判断能力の密接な関係、金銭管理については可能と不可能のボーダーラインにあるものを敢えて本人に任せている姿勢。

概念 4：成年被後見人の申請にいたる要因を探る視点

定義：生活が維持できなくなった理由や病歴の有無を探る成年被後見人の姿勢。

概念 5：財産を守る意識

定義：成年被後見人は財産を守ることが第一の目的意識となっている。判断能力が低下した中での財産や貯金の行く先への懸念。

概念 6：配偶者の不在・親族との関係性の薄さへの状況の対応

定義：配偶者不在や親族との関係の薄さが本人の頼るところを後見人中心になっているが、後見人はできる限り周囲のネットワークの掘り起こしをおこなっている。

概念 7：親族以外の第三者の影響への意識

定義：親族以外の第三者が良くも悪くも本人の生活や後見活動に影響を与えている。

概念 8：遺言問題への対応

定義：遺言の執行に関して、現状の問題を解決する道を模索している。

概念 9：成年被後見人死亡後の問題意識

定義：成年被後見人が死亡した場合、何も権限が付与されていないが為、問題意識が存在している。

概念 10：社会福祉士としてのプライド

定義：社会福祉士は他の専門家には意識しにく

い方向性を確認している。

概念 11：親族との信頼関係の形成

定義：夫の葬儀をしたことによる信頼、情報を共有することによる安心感。

概念 12：同居親族が直接関与する金銭面での課題

定義：判断能力が不十分な家族が同居している場合、金銭の管理の困難さ。

概念 13：親族内の理解者と連携を図る

定義：正当な判断ができる親戚との連携を図る。

概念 14：介護保険制度への意識

定義：介護保険を利用している成年被後見人に対して、施設や事業所との連携、連絡先は介護保険事業所またはケアマネジャー。

概念 15：同居人への注意

定義：同居をしている家族が、何らかの問題を抱えており、成年被後見人に影響をあたえている。同居する家族の身体的、精神的な状況に対する変化への注意。

概念 16：後見人としての義務・責務意識

定義：同居する家族から解任請求を受けるが、後見人の責務意識から状況を打開しようと試みる。他の専門職との違いを意識している。

## (2) カテゴリー

カテゴリーとは類似した概念をまとめた、概念の上位に位置するものである。16の概念が成立したが、それぞれの概念と概念の関係性を検討し、9つのカテゴリーを生成した。

カテゴリー 1 成年被後見人の生活状態の把握を重要視

カテゴリー 2 今後の生活設計のために本人の

意思を尊重した支援

カテゴリー 3 成年被後見人の過去を探る視点

カテゴリー 4 財産を守る意識

カテゴリー 5 成年被後見人との関係性構築

カテゴリー 6 成年被後見人死亡後の問題意識

カテゴリー 7 家族や知人（第三者）からの影響への対応

カテゴリー 8 専門家としての責務感

カテゴリー 9 親族との関係性の維持

## (3) 結果

カテゴリー同士がどのようにして関係しているかを矢印で示しながら検討し、図を作成した。その際全体としての統合性を検討し、系列的に示し、重要な部分が抜け落ちていないか再確認した。

## (4) ストーリーライン

ストーリーラインとは分析結果を生成した概念とカテゴリーだけで簡潔に文章化したものである。概念は下線で示し、カテゴリーは〈 〉で示した。

成年後見人の後見活動の重要な責務は本人の財産管理である。そのため財産を守る意識が中心的概念として存在している。そこからの支援が基本形であるが、社会福祉士がおこなう成年後見活動は生活支援を意識する傾向にある。一つの特性として〈成年被後見人の生活状態の把握を重要視〉していることである。同時に現在の生活状態から本人の意思を尊重し、入院中であれば在宅復帰に向けた支援も後見活動の中で意識づけられていた。やはりソーシャルワークの専門家である社会福祉士としての特性を垣間見ることができる。

全てのケースにおいて配偶者不在という状況であったため、本人の孤立化など、問題の深刻化が考えられるが、その中でも親族との信頼関係の形成や親族内の理解者と連携を図ることを意識し〈成年被後見人・親族との関係性の構築・維持〉、人的ネットワークの形成やつながりに重きを置く特性があった。〈成年被後見人の状態の生活把握を重要視〉することで、環境に

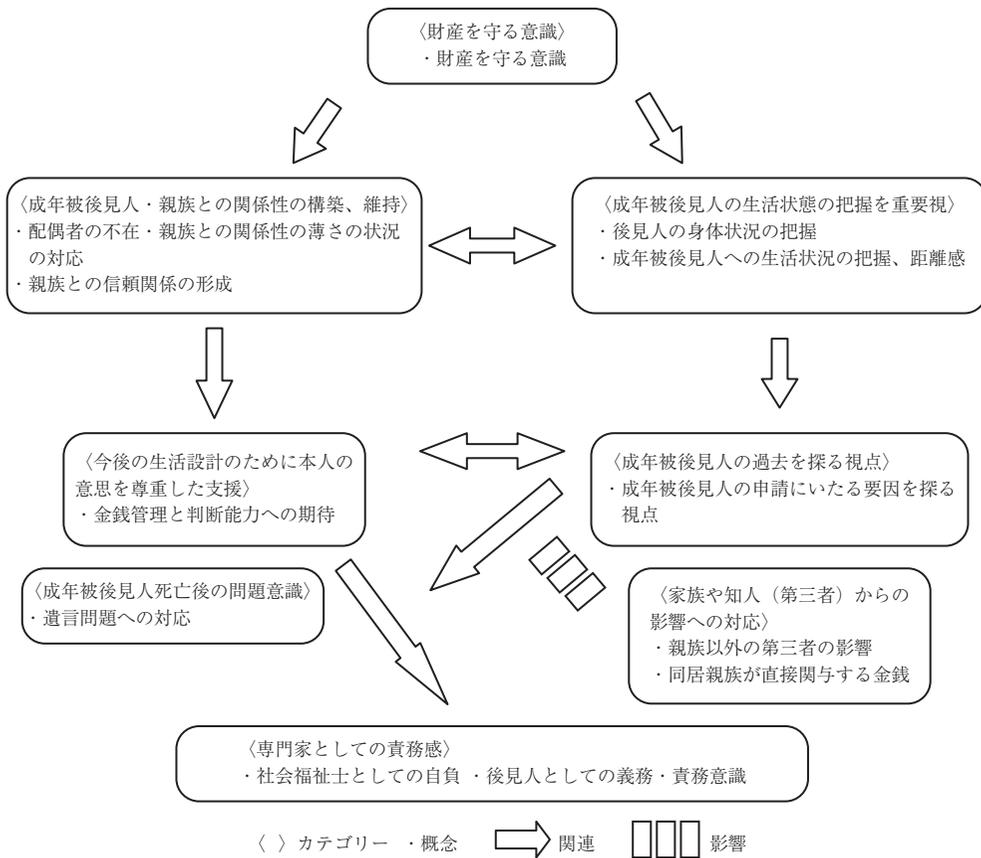


図 1

応じて社会との繋がりを模索しており、社会資源の活用や介護保険制度への意識が高いことがわかる。

成年被後見人が判断能力が低下した中においても〈今後の生活設計のために本人の意思を尊重した支援〉や可能性をつなぐ支援を考える傾向がある。例えば、本人の生活上の楽しみである買い物をするために「ある一定のお小遣いを定期的に渡す」などといった判断能力が低下した中での金銭管理の期待が見受けられた。社会とのつながりや、生きがいの形成など意識的な戦略が存在している。

社会福祉士がおこなう成年後見活動の場合、「なぜ成年後見制度の利用につながったのか」ヒューマンヒストリーに関すること、成年被後

見人の申請にいたる要因を探る視点を持っている。

困難なケースの特徴として成年被後見人が在宅で生活を送っており、同居人が何らかの形で金銭管理に関わろうとする場合であった。同居人の中には自身が判断能力を低下している場合や、成年被後見人に不利益な行動をとるケースもあり、同居親族が直接関与する金銭面での問題があった。同居人のみではなく、親族以外にも成年被後見人に影響を与える存在がいると、その者との連絡や後見活動への理解を得るのが困難な事例も存在している。〈家族や知人（第三者）からの影響への対応〉しかし、困難なケースがあったとしても、成年被後見人に関する財産を守る意識は強く存在しており、本人の生

活の質を上げる努力を継続している。根底には社会福祉士としての義務・責務意識があり、他分野の成年後見人よりも対人援助の専門家である社会福祉士としての自負を感じる調査となった。

## 2 結果を補足するものとして

### 1 成年後見制度利用に至る背景

成年後見制度の申請で最も多いのは市町村長申し立てであった。申し立てに関して知人が絡んでいたケースもあるが、ある程度共通していたのは病院のワーカーが関与しているケースが多く見られた。成年被後見人は周囲とのネットワークが乏しく社会的孤立を呈している状況がある。そのため周囲からの助けが得られず、最終的に病院のワーカーが成年後見制度利用に結び付けている。しかし逆に言えば、病院という社会資源が、成年後見のニーズを拾い出していると言え、成年被後見人が通院する地域の病院が有効に機能している面があった。

社会福祉士が担当する後見事例として、成年被後見人の過去についての情報は少なく、そのため現状から過去の生活歴等の情報を得る必要があるときは、困難な問題が存在していた。例えば成年被後見人に親族や知人などの人間関係が形成されていない場合、「配偶者の存在の有無」の問いでは、成年被後見人が「いない」「結婚歴がない」との情報を本人から得られたとしても確認する術がない。判断能力だけではなく認識能力が低下しているため、必要な情報を本人からは得られず、他との繋がりや、関係性もないため、過去の情報が乏しくなる傾向が見られた。また医療行為などの同意が必要な場合、連絡先が確定できないなどの問題が生じていた。

## IV 考察

### 1 社会福祉士の特性を示すものとして

#### (1) 成年被後見人の生活状態の把握を重要視

成年被後見人の判断能力はかなりの低下がみ

られたが、身体状況はそれぞれのケースにおいて差が見られた。身体的には自立しているケース、入退院を繰り返すケースや、入院中で寝たきりのケース、車いすでの日常生活を過ごしているケースなどさまざまであった。現在の住居は、高齢者住宅、グループホーム、在宅での生活、入退院の繰り返しなど、状況は様々である。成年被後見人の共通している点は日常生活に何らかの目的や、生きがいなどがあまり感じられてはいない点にあった。しかし成年後見人は成年被後見人の生活状態をより深く考える姿勢があり、本人の一日のスタイルや楽しみ、生きがいなどは詳細な答えが面接調査の中から回答としてあがってきた。社会福祉士が成年後見人である場合、生活状況などの把握を重要視し、QOLの向上を後見活動に組み入れていくことが伺えた。

#### (2) 今後の生活設計のために、本人の意思を尊重した支援

成年被後見人は金銭管理能力を基本的には有しておらず、成年後見人を必要としている。通常、成年後見人は成年被後見人に対し金銭管理や金銭に伴うリスクから乖離させる方針を立てるが、面接調査では本人の金銭管理能力を考え、本人の能力とは関係なく可能な範囲で金銭的自由の範囲を作り出していた。判断能力が低下した中での金銭使用のリスクが高いことを承知で、金銭使用の選択肢を作っており、結果として多少のリスクがあるとしても本人の楽しみや、生活における喜びを優先する方針を立てていた。他の専門職では金銭使用のリスクの高さからそのような方針は立てにくいだが、社会福祉士は後見活動に関する戦略として金銭使用に関する楽しみを生きがいの一つとして、本人の意思を尊重した支援をおこなっている。

#### (3) 家族や知人（第三者）からの影響への対応

本研究の対象者は65歳以上の成年被後見人を受け持つ成年後見人とした。抱えているケースの状況は様々であり、ケースにより状況や経済能力などが異なり、後見活動をおこなう上で

本人の生活に影響を与えている因子は多く存在していた。

特に影響を与えているのが同居の家族が居る場合であった。成年後見人を社会福祉士が受任していることは後見人たるに適当な人物が本人の周辺に存在しないことが環境要因のひとつとして考えられる。成年被後見人の家に同居家族が居た場合の影響は非常に強いことが伺えた。成年後見人の主な業務は財産管理にあるが、経済面での侵害を成年被後見人が受けていることが多い。その現状が今回の調査においても現れていた。同居の家族の影響は数値での線引きがないため、あいまいな部分ではあるが、本人との精神的絆や親族という社会的承認が根底には存在する。本人の生活に良くも悪くも影響を与えており、その関係性をどのような視点にて捉えるのかが、成年後見人のもっとも難しく、もっとも技量の問われる部分であった。

#### (4) 専門家としての責務感

後見活動の根底にあるものは、社会福祉士としてのプライドをもち後見業務に臨んでいることが、面接調査を通じて感じる事ができた。また後見活動をする中で他の専門職との違いを意識を持つ社会福祉士の意見があった。司法書士や行政書士、弁護士にはない視点にて後見活動に取り組んでいる対人援助の専門家という立場での意見が聞かれた。

成年後見活動は財産管理という資産や財産を守るものであったが、これからの社会動向や高齢者世帯の増加を見るに、身上監護にその重点が移動されていくことが考えられる。その中で社会福祉士が持つ対人援助への視点や、感覚が有効に働き、後見活動の社会的ニーズに適合する可能性が高い。今回のケースでも入院中のケースや、病院の入退院のケースなどがあったが、本人の意向を十分に予測し、在宅復帰への可能性を常に模索していた。在宅復帰が不可能であれば介護保険上の施設や事業を利用し、本人の QOL の向上について意識をおいていた。生活への潤いを残そうとする考え方が垣間見

え、他の専門職にはない成年後見活動の特色を社会福祉士は有していた。

## 2 今後の成年後見活動の課題

### (1) 成年後見制度利用ニーズの掘り起こし

本研究の範疇の中だけでも成年後見活動への課題は多く確認された。成年被後見人となる人の状況は社会からの孤立化や、人間関係の薄さがある。成年後見制度のことも情報として得られていない状況があった。潜在的ニーズは高いのだが周知度が低いため利用へと結びつかない状況が多く存在する。加えて、公的機関などが成年後見人を必要とするニーズの掘り起こしをおこなう必要があり、地域包括支援センターや社会福祉協議会など成年後見制度の利用推進へとつなぐ役割を推進する必要がある。

### (2) 成年被後見人死亡後の問題

成年後見人死亡後の課題については、やはり財産の問題についての意識が高く感じられた。財産に関しての引継ぎ、受け渡しなど親族との関係の維持や改善など現状の問題点としてあげる見解を持っていた。また成年後見人は成年被後見人が死亡後は何の権限も持たない。そのため生存中に死亡後の事後処理まで考える必要がある。今回の面接調査では成年被後見人が死亡した後の財産処分や、「お墓」の処置などが問題点としてあげられており、「お墓」に関しての相談を親族と交わす必要性を感じる成年後見人の意見があった。「お墓」に関しては本人の死亡後の問題であり制度上では範囲外である。しかしわが国の文化や習慣として成年後見人が「お墓」に関しての処理が本人死亡後のある程度の決着と考えることは必然性がある。本人の意思や他の親族との調整が必要な問題だけに今後「お墓」の問題に関して成年後見人の権限を拡充する必要性を感じる。成年被後見人の死亡後の問題はやや不透明さを持ちつつも、今後の大きな課題の一つである。

### 3 今後へ向けて

成年後見人を親族がおこなうのはやはりリスクを負うケースや、財産管理、虐待、成年後見人としての専門性が確立されない面など問題が多くある。権利擁護の必要なケースでは第三者後見をおこない、本人の生活の維持や向上を図るのがよい選択肢となる可能性はある。これから社会福祉士が担う成年後見人の社会的役割はより重要性を帯びる。

成年後見制度はまだ周知度、認知度ともにまだ方向性を見出す段階という状況にある。今後は社会福祉士の成年後見人の増加、成年後見人としての専門性の模索がより必要となる。また成年後見人としての報酬も課題があり、専門性を保つためには現状の報酬制度では制度の維持存続が危ぶまれる状況であることも考えられる。やはり課題に対しての「法整備」や「システム作り」が必要であるとの声が多く聞かれた。

最後に、本研究の限界と今後の課題について述べたい。本研究においては質的調査を実施したため、量的調査からの検討が今後必要になり、客観的な指標の研究を進めていきたい。

#### 引用文献

- 1) 田斐一郎「成年後見制度の現状と課題」『老年社会学』Vol 32-1 2010年 PP.77-79
- 2) 小林昭彦=大鷹一郎『分かりやすい新成年後見制度〔新版〕』有斐閣 2000年 P 39

#### 参考文献

奥山正司『大都市における高齢者研究』法政大学

出版局 2009年

『権利擁護と成年後見制度』社会福祉士養成講座編集委員会 中央法規出版 2009年

蒔田覚 墨岡亮『医療現場における成年後見制度』同意能力を各患者の利益保護（権利擁護）のための方策』日外会誌 2008年

牧野里奈『わが国における高齢者虐待防止についての取り組み』人間福祉研究 2005年

木下康仁『ライブ講義 MGTA－実践的質的研究法』弘文堂 2007年

神戸市保健福祉局 神戸市社会福祉協議会『成年後見制度に関する実態調査』調査結果報告書 2009年12月

日本社会福祉士会編『成年後見実務マニュアル－基礎からわかる Q&A』

中央法規出版 2004年

額田洋一監 東京都社会福祉協議会編『成年後見制度とは・・・制度を理解するために』東京都社会福祉協議会 2006年

上山泰『専門職後見人と身上監護』民事法研究会 2008年

小林昭彦・大門匡編著 岩井伸明・福本修也・原司・岡田信太『新成年後見制度の概説』社団法人金融財政事情研究会 2000年

小林昭彦・大鷹一郎・大門匡編著『新版一問一答 新しい成年後見制度－法定後見・任意後見・成年後見登記制度・家事審判手続等、遺言制度の法改正等の解説』商事法務 2006年

馬場由香里「成年後見制度における第三者後見人の支援－ソーシャルワークの視点から」『九州社会福祉研究』31号 2006年

池田恵利子「高齢者自立支援としての後見実践」『老年精神医学雑誌』18号 2007年

岩崎香「成年後見制度とソーシャルワークにおける権利擁護（アドボカシー）」『精神保健福祉』37号 2006年